
企業会計基準委員会の活動状況 日本基準の開発

本資料の目的

1. 本資料では、第 49 回企業会計基準諮問会議（2023 年 7 月 3 日開催）の後の企業会計基準委員会の活動状況のうち、日本基準の開発について報告する。

日本基準の開発**日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組み****（リース会計）**

2. 2023 年 5 月 2 日に企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準（案）」等を公表している。当該公開草案では、すべての借手のリースについて資産及び負債を認識する会計基準の開発を行っており、基本的な方針として IFRS 第 16 号「リース」の単一の会計処理モデルを基礎として会計処理を行うことを提案している（参考資料 1）。2023 年 8 月 4 日に公開草案のコメントを締め切っており、45 件のコメントが寄せられた。第 509 回企業会計基準委員会（2023 年 9 月 7 日開催）以降、公開草案に寄せられたコメントへの対応について検討している。

（金融商品会計（金融資産の減損））

3. 前回の企業会計基準諮問会議では、それまでの審議の状況を踏まえ、今後の進め方に関して、次のとおり整理を行ったことをご報告した。

(1) ステップ 2 及びステップ 3¹で追加的に検討すべきとの意見が聞かれた

¹ 以下の 6 つのステップに分けた基準開発（公開草案の公表まで）を行っている。
ステップ 1：ECL（IFRS 基準）と CECL（米国会計基準）のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択

ステップ 2：金融機関の貸付金に適用される会計基準（国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準）の開発

ステップ 3：ステップ 2 を適用する金融機関の貸付金以外への適用の検討

ステップ 4：ステップ 2 を適用しない金融機関に適用される会計基準（IFRS 第 9 号

論点について審議を行う。

- (2) ステップ 2 及びステップ 3 の審議で異論が聞かれている論点に関する議論は一旦このままとしておき、ステップ 4 を議論した後に再度議論する。
 - (3) 今回開発する会計基準の全体像を示すため、ステップ 4 の検討を開始する前にステップ 2 を適用する金融機関における開示に関する審議を優先して進める。
4. 前回の企業会計基準諮問会議以降、主に前項(3)のステップ 2 を適用する金融機関における開示に関して審議し、第 511 回企業会計基準委員会(2023 年 10 月 5 日開催)では、ステップ 2 を適用する金融機関における開示について検討すべきとされた論点に関して、それまでの審議の状況を整理した。

その他の主な会計基準の開発

(金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い)

5. 2022 年 3 月 15 日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」(以下「論点整理」という。)を公表している。当該論点整理については 2022 年 6 月 8 日に締め切っており、16 件のコメントが寄せられた。
6. 第 47 回企業会計基準諮問会議以後は、審議を行っていない。

(資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い)

7. 2023 年 5 月 31 日に公表した実務対応報告公開草案第 66 号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い(案)」等に対して寄せられたコメントについて検討を行い、2023 年 11 月 17 日に、実務対応報告第 45 号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」等を公表している(参考資料

を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準)の開発

ステップ 5 : 一般事業会社に関する検討

ステップ 6 : 公開草案の公表

2)。

(グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応)

8. 2021年10月に経済協力開発機構(OECD)/主要20か国・地域(G20)の「BEPS包摂的枠組み(Inclusive Framework on Base Erosion and Profit Shifting)」において、当該枠組みの各参加国によりグローバル・ミニマム課税について合意が行われた。これを受けて、我が国においてもグローバル・ミニマム課税制度を導入するための法人税法の改正が行われている。当該税制に係る税効果会計の当面の取扱いについて、2023年3月31日に実務対応報告第44号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い」を公表した。
9. その後、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等(当期税金)及び同制度適用後の税効果会計の取扱いについて検討を行い、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等(当期税金)の会計処理及び開示について、2023年11月17日に実務対応報告公開草案第67号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い(案)」を公表している(参考資料3)。

(パーシャルスピノフの会計処理)

10. 事業を分離・独立させる手段であるスピノフに関し、スピノフ実施会社に一部の持分を残すスピノフの会計処理について検討を行っている。
11. 2023年10月6日に企業会計基準適用指針公開草案第80号(企業会計基準適用指針第2号の改正案)「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針(案)」等を公表し、2023年12月6日までコメントを募集している(参考資料4)。
12. 当該公開草案においては、保有する完全子会社株式の一部を株式数に応じて比例的に配当(按分型の配当)することにより当該株式が子会社株式に該当しなくなる場合の会計処理を開発範囲とし、当該配当について連結財務諸表及び個別財務諸表ともに損益を計上しない会計処理を提案している。

(四半期報告書制度の見直しへの対応)

13. 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」(2022年12月27日公表)で示された金融商品取引法上の四半期開示義務の見直しについて、関連する金融商品取引法等の一部を改正する法律案が2023年3月14日に第211回国会に提出された。これを踏まえて、第502回企業会

計基準委員会（2023年5月29日開催）において、金融商品取引法上の四半期報告書制度の見直しへの対応として、四半期財務諸表に関する会計基準等の改正又は修正について検討を行うことを決定し、第511回企業会計基準委員会（2023年10月5日開催）より審議を行っている。

その他

（日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管）

14. 企業会計基準委員会と日本公認会計士協会の協議により、日本公認会計士協会が公表した実務指針等を企業会計基準委員会に移管するプロジェクト（以下「移管プロジェクト」という。）を進めている。本プロジェクトでは、移管に着手する前の段階において、2023年6月20日に「日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管に関する意見の募集」を公表し、以下を概要とする移管のアプローチ等に関する意見募集を行った。
 - (1) 会計に関する指針のみを扱う実務指針等についてはすべて移管プロジェクトの対象とする。その際、現状の実務指針等に関する内容については文言単位で一切変更しない。この移管は、2024年3月までに完了することを目途とする。
 - (2) 会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等は移管プロジェクトの対象としないが、これらのうち、優先順位が高いと考えられる継続企業と後発事象については実務指針等の移管に係る実行可能性についての調査研究を実施する。この調査研究は、2024年6月までに完了することを目途とする。
15. 2023年8月25日にコメントを締め切っており、5件のコメントが寄せられた。意見募集に寄せられたコメントへの対応として、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）が変更され、移管基準という区分が設けられることを前提として、移管基準の体系及び移管基準に関する公開草案の公表方法などについて検討を行っている。この中で、現在実務指針等の内容に関わる改正に係る公開草案が多数公表されていることに鑑み、移管基準の最終化は2024年7月以降とすることを検討している。
16. また、日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管にあわせて、会計基準等の利用者における利便性を向上させることを目的として、会計基準等を体系化するための取組みについて検討を行うこととしている。

